# 史跡カリンバ遺跡保存管理計画書

平成 23 年 3 月

北海道恵庭市教育委員会

## 史跡カリンバ遺跡保存管理計画書

平成 23 年 3 月

北海道恵庭市教育委員会

## 序文

恵庭市は、北海道の中南部に広がる石狩平野の南、道央圏の中央に位置しております。「水と緑と花」をキーワードに、人がふれあう生活都市を目指すまちづくりが進められてきております。

恵庭市は、漁岳に源を発する漁川という市内最大の河川に加え、多くの小河川が流れているまちです。特に島松川、ルルマップ川、柏木川、茂漁川、ユカンボシ川、旧カリンバ川の小河川流域には遺跡が集中していることで知られ、埋蔵文化財包蔵地は、125が確認されております。

史跡カリンバ遺跡は、当市の黄金地区に位置し、平成11年に発掘調査が行われました。平成17年に国の史跡指定を受け、平成18年に代表的な副葬品が重要文化財指定され、平成20年にはその他の出土物も市の有形文化財指定を受けております。まさに恵庭市を代表し、またわが国を代表する縄文遺跡であります。

黄金地区は、住宅団地開発が進み、めまぐるしく発展をしている地域です。史跡カリンバ遺跡は、この地区の開発途上のさなか、団地中央通りという市道を建設するため、発掘調査が行われ、保存と整備の歩みが始まりました。

史跡は住宅地の中にあり、周辺には JR 恵庭駅、また北海道文教大学が隣接、北側には国道 36 号線が走り沿道の一角は商業地区が形成されています。その意味で、史跡は、住宅都市環境の中にあるといえます。しかし、史跡の中に一歩足を踏み入れると、この地区のかつての豊かな自然、歴史の流れを垣間見ることができます。特に、史跡の低湿地は、旧カリンバ川の自然の面影を残しております。史跡を訪れるたびに、地中に眠る遺構や遺物、また植生を含めた自然環境をぜひ守り続けていきたいという強い気持ちをあらたにします。

このたび、史跡カリンバ遺跡を次世代へ継承していくため、保存管理の指針として「保存管理計画」を策定いたしました。平成21年度に「史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会」を設置、平成21年度及び22年度の2年間にわたり検討を進めてまいりました。保存管理計画書が刊行されることで、史跡カリンバ遺跡が恵庭市の歴史的文化遺産として、地域の誇りとなっていくことを望んでおります。

最後になりますが、本書策定にあたりご尽力いただきました保存管理計画策定委員 会委員各位をはじめ、文化庁、北海道教育委員会、関係各位に厚くお礼申しあげます。

平成 23 年 3 月

恵庭市教育委員会 教育長 松本 博樹

## 例 言

- 1. 本書は北海道恵庭市黄金中央5丁目216-7・196-13及び黄金南5丁目12-2に所在する史跡カリンバ遺跡の保存管理計画書である。
- 2. 本書は事務局作成の素案を史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会において検討・ 答申を経て、恵庭市教育委員会教育長が決定したものである。
- 3. 本計画策定にあたっては、史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会を組織し、その 指導のもとに行った。委員及びオブザーバーは以下の通りである。

委員長 畑 宏明 (財団法人北海道埋蔵文化財センター常務理事)

副委員長 山田 悟郎(北海道開拓記念館学芸員)

委員 岡田 宏一(社団法人恵庭観光協会事務局長)

神長 敬 (株式会社 K I T A B A 取締役)

棚田 清隆(黄金東町内会長)

松村 博文(札幌医科大学医学部准教授)

オブザーバー 山下信一郎(文化庁記念物課文化財調査官)

長沼 孝(北海道教育庁文化スポーツ課主幹) 田才 雅彦(北海道教育庁文化スポーツ課主査)

西脇対名夫(北海道教育庁文化スポーツ課主任)

重本 徹(恵庭市建設部管理課長)

浅香 正人(恵庭市教育委員会施設課長)

4. 事務局体制

恵庭市教育委員会

教育長松本博樹教育部長北林剛図書館長(次長)国司昌幸郷土資料館長田嶋弘美郷土資料館主査髙橋正彰

郷土資料館主査 上屋 真一(事業担当者) 郷土資料館学芸員 長町 章弘(事業担当者)

5. 本計画策定にあたっては、下記の方々及び機関のご協力、ご助言をいただいた(順不同、敬称略)。

石井淳平(厚沢部町教育委員会)、角田隆志(洞爺湖町教育委員会)、土肥研晶(財団法人北海道埋蔵文化財センター)、堀本宏・森田平久・山本千秋・河上清一・熊谷勲(登別市キウシト湿原の会)

## 目 次

<本文目次>	
I 章 計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 計画策定に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 指定に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 指定書及び官報告示の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 指定から計画策定に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(4) 史跡カリンバ遺跡の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3. 保存管理計画策定事業実施体制及び活動報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)活動報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
Ⅱ章 史跡カリンバ遺跡の位置と環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1. 恵庭市の地理・歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1) 位置と地形 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2) 地質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(3) 気象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(4) 植物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(5) 動物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(6) 歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(7) 埋蔵文化財包蔵地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(8) 史跡カリンバ遺跡関連の市内遺跡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(9) 交通 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(10) 博物館施設等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2. 黄金地区の地理・歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(1)位置と地形 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(2) 地質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(3) 植物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(4) 動物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
<ul><li>(4)動物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	34
(6) 交通 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7) 歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(8) 埋蔵文化財包蔵地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
Ⅲ章 史跡カリンバ遺跡の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 史跡カリンバ遺跡と周辺の遺跡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 発掘調査の成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(1) 年度別発掘調査の成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

1. 地	地形と現況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 52	
(1)	史跡指定均	也及び	指	定.	地质	引记	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 52	
(2)	西地区と同	有西側	周	辺.	地区	区世	互側				•	•		•	•	•	•	•	•	 •		•	•	•				•	• 52	
(3)	東地区と同	有西側	周	辺:	地区	区月	巨側		•			•		•	•	•			•	 •		•	•	•					• 52	
(4)	南東側周辺	<b>刀地区</b>									•									 •									• 52	
(5)	北地区とお	<b>比東側</b>	周	辺:	地区	<u>X</u>	•							•		•				 •				•					• 52	
2. 植	生・・		•		•			•			•	•		•	•	•	•		•		•			•					• 53	
3. ±	土地利用状态	兄 •	•		•			•			•	•		•	•	•	•	•	•	 •	•			•					• 53	
(1)	土地所有料	犬況	•					•			•	•		•	•	•	•	•	•	 •	•			•				•	• 53	
(2)	史跡指定均	也の人	Т.	物		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 53	
(3)	周辺地域の	の人工	物		•			•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	 •	•	•		•	•	•	•	•	• 53	
(4)	史跡指定均	也内を	·縦	断	する	5 T	7道	寸	地	中	央	通	に	つ	۱, Y	7		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 54	
4. 奘	即断指定地》	及びそ	0	周	辺に	こ存	系る	関	連	法		•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 54	
(1)	文化財保設	蒦法	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 54	
	都市計画流																												• 54	
(3)	都市公園沒	去 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 55	
(4)	景観法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 55	
5. 瑪	見行の維持管	<b></b>																												
V章	保存管理語																												• 59	
1. 基	本方針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 59	
(1)	現状把握		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 59	
(2)	保存管理の	り基本	方	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 59	
2. 保	保存管理のプ	方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 60	
(1)	史跡指定均																												• 60	
(2)	周辺地域		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 60	
3. 瑪	ま状変更等の	の取扱	(1)	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 61	
(1)	史跡指定均	也 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 61	
	周辺地域																													
4. 障	賃害物等の1	反扱い	`	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 62	
	史跡指定均																													
	周辺地域																													
	整備・活月																													
	を備・活用の																													
	を備・活用の																													
	を備・活用の																													
(1)	調査研究		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 64	
	活用·																													
	自然景観																													
	ゾーニンク																													
4. 整	を備・活用_	上の課	題		•			•			•	•	•	•	•	•	•		•	 •	•	•	•	•	•	•			• 65	

5.	アクセスルートにおける案内標識等の整備 ・・・・・・・・・・・・・65
6. 3	整備工程及び期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
付. 🧸	今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
VII章	運営及び体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
1. 2	基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
2. ±	也域住民及び利用者の参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
3. 着	縄文を軸とした広域的な連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・67
引用	・参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
<表目	次>
表 1	史跡カリンバ遺跡の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
表 2	史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会活動内容・・・・・・・・・・10
表3	恵庭市の土地利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
表 4	恵庭市の気象概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
表 5	盤尻地区での鳥獣確認リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・14
表 6	主要都市からの距離と時間・・・・・・・・・・・・・・・・・22
表 7	平成 19~21 年度郷土資料館利用状況 ・・・・・・・・・・・・22
表8	平成 19~21 年度図書館利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・23
表 9	史跡カリンバ遺跡 植物確認種目録 ・・・・・・・・・・・・・・26
表 10	史跡カリンバ遺跡 フクジュソウ確認状況 ・・・・・・・・・・・29
表 11	史跡カリンバ遺跡 植生区分一覧 ・・・・・・・・・・・・・・29
表 12	史跡カリンバ遺跡 鳥類確認種目録 ・・・・・・・・・・・・・32
表 13	史跡カリンバ遺跡 その他の動物確認種目録 ・・・・・・・・・・・33
表 14	史跡カリンバ遺跡 重要な動物確認状況 ・・・・・・・・・・・・34
<挿図	目次>
図 1	史跡カリンバ遺跡の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
図 2	史跡指定地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
図 3	史跡指定地 国土座標による実測図と求積表 ・・・・・・・・・・・・・・6
図 4	史跡指定地と周辺地域の現住所・・・・・・・・・・・・・・ 7
図 5	恵庭市の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
図 6	恵庭市埋蔵文化財包蔵地一覧と包蔵地図 ・・・・・・・・・・・・・18
図 7	史跡カリンバ遺跡と関連遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・20
図8	史跡とその周辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
図 9	北海道仮製五万分一図「長都」と史跡カリンバ遺跡の位置・・・・・・・・25
図 10	史跡カリンバ遺跡 植生区分図 ・・・・・・・・・・・・・・30
図 11	史跡カリンバ遺跡 植生断面図(1) 低湿地のハンノキ群落 ・・・・・・30
図 12	史跡カリンバ遺跡 植生断面図(2) 段丘面のミズナラ群落 ・・・・・・31
図 13	史跡カリンバ遺跡 水文環境の確認位置図 ・・・・・・・・・・・35
図 14	史跡カリンバ遺跡 周辺の地形と年度別調査区 ・・・・・・・・・・・・43

図 15 5	史跡カリンバ遺跡 平成 11~15 年の年度別調査区 ・・・・・・・・・・44
図 16 5	史跡カリンバ遺跡 遺構位置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・45
図 17 5	史跡カリンバ遺跡 縄文時代後期中葉の遺構 ・・・・・・・・・・・・46
図 18 5	史跡カリンバ遺跡 縄文時代後期後葉の遺構 ・・・・・・・・・・・・47
図 19 5	史跡カリンバ遺跡 縄文時代晩期前葉の遺構 ・・・・・・・・・・・・48
図 20 5	史跡カリンバ遺跡 縄文時代晩期後葉の遺構 ・・・・・・・・・・・・49
図 21 5	史跡カリンバ遺跡 擦文時代の遺構 ・・・・・・・・・・・・・・50
図 22 5	史跡カリンバ遺跡 アイヌ文化期の遺構 ・・・・・・・・・・・・51
図 23 5	史跡指定地及び指定地周辺の地区区分 ・・・・・・・・・・・・・56
図 24 5	史跡指定地と周辺の人工物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
図 25 5	史跡指定地と周辺の土地利用計画図 ・・・・・・・・・・・・・・58
図 26 均	也区区分とゾーニング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
<写真図	]版目次>
写真 1	史跡周辺の航空写真(平成 19 年撮影) ・・・・・・・・・・・・70
写真2	史跡周辺の航空写真(昭和 23 年米軍撮影) ・・・・・・・・・・・70
写真3	史跡西地区と南西側周辺地区西側 全景(南から) ・・・・・・・・・71
写真4	史跡西地区と南西側周辺地区西側 雑草地とカラマツ並木(南から) ・・・・71
写真 5	史跡西地区と南西側周辺地区西側 私立大学との境界林(南から) ・・・・・71
写真 6	史跡東地区と南西側周辺地区東側 全景(西から) ・・・・・・・・・72
写真7	史跡東地区 二次林(ミズナラ主体)(北から) ・・・・・・・・・72
写真8	史跡東地区と南西側周辺地区東側 カラマツ並木(南から) ・・・・・・72
写真 9	南東側周辺地区 全景(南から) ・・・・・・・・・・・・・・73
写真 10	史跡北地区 全景(東から) ・・・・・・・・・・・・・・73
写真 11	北東側周辺地区(カリンバ自然公園) 全景(南から) ・・・・・・・・73
写真 12	史跡北地区 北部の盛土(西から) ・・・・・・・・・・・・74
写真 13	史跡北地区 湧水(東から) ・・・・・・・・・・・・・・74
写真 14	史跡北地区 湿地(東から) ・・・・・・・・・・・・・・74
写真 15	史跡北地区 ミズバショウと倒木(南から) ・・・・・・・・・・75
写真 16	史跡北地区 北部盛土に密生するヤナギ(南から) ・・・・・・・・・75
写真 17	史跡西地区 サイロ(東から) ・・・・・・・・・・・・・75
写真 18	史跡西地区 旧ため池(南から) ・・・・・・・・・・・・・76
写真 19	史跡西地区 素掘り水路(東から)・・・・・・・・・・・・76
写真 20	史跡東地区と南西側周辺地区東側 旧道(南から) ・・・・・・・・・76
写真 21	史跡北地区 素掘り水路と両脇の盛土(東から) ・・・・・・・・・77
写真 22	史跡北地区 暗渠入水口(南から) ・・・・・・・・・・・・77
写真 23	史跡北地区 東部(北から) ・・・・・・・・・・・・・・77
写真 24	南西側周辺地区 史跡標柱と説明板(南から) ・・・・・・・・・・78
写真 25	北東側周辺地区 排水溝(東から) ・・・・・・・・・・・・78
写真 26	北東側周辺地区 遊歩道(北から) ・・・・・・・・・・・・78

### I 章 計画策定の目的

#### 1. 計画策定の目的

保存管理計画は、史跡を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくために、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として作成するものである。

恵庭市教育委員会(以下「市教委」とする)は、将来にわたる史跡の保存管理や整備事業の実施にあたって、万全を期すため、保存管理計画を策定する。

#### 2. 計画策定に至る経緯

#### (1) 指定に至る経緯

史跡カリンバ遺跡(図1)は、昭和51(1976)年度から59(1984)年度にかけて、札幌大学によって学術調査され、擦文時代の竪穴住居跡、近世の濠状遺構等が確認された(木村英明 1985)。

その後、平成11 (1999) 年度に JR 恵庭駅の東側を開発する黄金土地区画整理事業の中で計画された市道団地中央通建設に伴い、市教委が約3,000 ㎡の発掘調査を実施した。調査の結果、縄文時代早期からアイヌ文化期に至る各時期の遺構・遺物が検出されたが、なかでも縄文時代後期から晩期にかけての遺構・遺物が多く、竪穴住居跡4基、土坑・土坑墓約300 基、焼土多数を検出した。縄文時代後期後葉から晩期初頭にかけての土坑墓からは漆塗装身具や玉が確認され、特に4基の合葬墓からは多数の副葬品がみつかった(市教委2003a)。合葬墓4基のうち3基は、現地から切り取り埼玉県川口市の民間研究所へ移し、室内で発掘調査を行った。発掘区域は調査後市道団地中央通として造成されたが、漆塗装身具や玉等が多量に副葬された合葬墓は縄文時代で最も豪華な墓と言われ、全国的に注目を集めた。

そこで市教委は、平成 12 (2000) 年度に遺跡の内容確認と保存を適切に行い、かつ将来の史跡整備を目的とした「カリンバ3遺跡(現「カリンバ遺跡」)整備検討委員会」を設置した。史跡整備は、埋蔵文化財の保存と活用だけにとどまらず、恵庭市のまちづくりの目標を定めた総合計画を始め、都市計画マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画等と密接に関連する。史跡整備をこのような各種計画に関係する事業と位置付けながらも、計画の独自性・主体性をもった事業として推進するため、専門家による助言や市民からの意見を幅広く取り入れていく必要があった。このような考え方に基づいて平成 17 (2005)年の史跡指定まで同委員会を組織した。その構成委員は以下の通りである(肩書きは当時)。

委員長 木村 英明(札幌大学教授)

副委員長 沢田 正昭(独立行政法人奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長)

委員 佐藤 一夫(苫小牧市博物館長)

佐原 真(独立行政法人歷史民俗博物館長)

野村 崇(北海道開拓の村学芸課長)

協力委員 岡村 道雄(文化庁記念物課主任文化財調査官)

坂井 秀弥(文化庁記念物課主任文化財調査官)

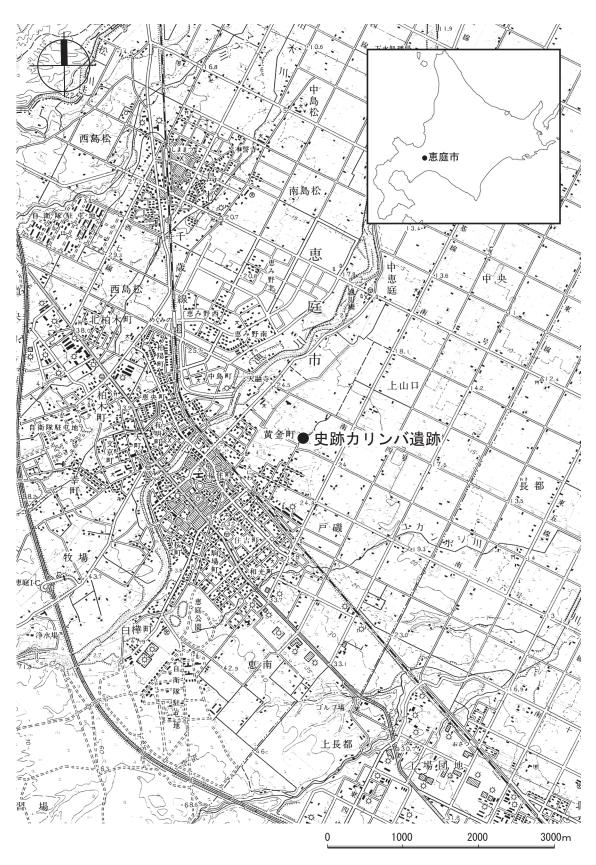


図1 史跡カリンバ遺跡の位置(国土地理院発行5万分の1地形図「恵庭」に加筆)

畑 宏明(北海道教育庁文化課主幹)

オブザーバー 田才 雅彦(北海道教育庁文化スポーツ課主査)

また市教委は、平成11年度の調査区外に同種の合葬墓が存在する可能性が高いことから、同委員会による調査方法・内容等の検討を経ながら、平成12~15 (2003) 年度まで詳細分布調査を計画した。詳細分布調査で計181か所のトレンチを掘開した結果、竪穴住居跡38基、土坑・土坑墓688基、周堤墓1基、盛土遺構1基、Tピット2基、焼土176基等を確認した。平成11年度調査と同様な合葬墓は確認されなかったが、縄文時代後期後葉から晩期初頭にかけての漆塗装身具や玉等の副葬品を伴う可能性が高い土坑墓が多数確認された(市教委2003b・2004)。

こうしてカリンバ遺跡は、縄文時代後期中葉から晩期前葉にかけての墓域を主体とする遺跡で、多量の漆塗装身具が検出された段丘上の土坑墓群と、生活・作業空間として機能していた低地部がセットで残されていることが判明した。このことにより、カリンバ遺跡は、縄文時代後期から晩期にかけての埋葬習俗、装身文化、漆工技術等を考える上で極めて貴重な遺跡であることが確認でき、平成16年7月の恵庭市から文部科学大臣への史跡指定申請書の提出後、文化審議会での審議を経て、平成17年3月に国の史跡に指定された。

#### (2) 指定書及び官報告示の内容

#### 指定通知(平成17年3月2日付け16庁財第365号)

本文:文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。

- 1 (1) 名称 カリンバ遺跡
  - (2) 所在地及び地域 官報告示写しの通り

#### 2 (1) 指定理由

ア 基準:特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年 文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部一による。

イ 説明:北海道を代表する縄文時代後期後半から晩期初頭の大規模な墓地であ り、豊富な副葬品を持つ土坑墓群や数多くの合葬墓は縄文時代の埋葬習 俗、装身文化、漆工技術を考える上で極めて重要である。

(2) 官報告示(平成17年3月2日付け文部科学省告示第22号)

本文:文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、 次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

IJ ン 名 バ 称 遺 跡 北 海 道 在 恵 地 庭 市 るメトへス二四メ地ナーメトへ七七すよ三九ルYマ八九ルYマ四〇 | 号国 節 | ルX五三メ | 点ス二 | ルX五・るっ七・ | | イ〇・ | | イ四二四 | 土 すび地 る恵域 庭に 市関 教す 育る 委実 員測 会図 にを よニ・ル、=四五トルX九・四イス標にイス五六五イス〇〇三五三と律つ・〇 Yマ四六ル、=・六|ナー系結ナー七メ地ナーーメ地三四す第 備北 つ・〇 Yマ四六ル、 $\|$ ・六 | ナー系結ナー七メ地ナーーメ地三四す第 てーニ、 $\|$  イ五・ $\|$  Y マ五ーースニをぶスニメ | 点スニメ | 点ニニる百 囲七七五マナ・ー、 $\|$  イ七五地五三基直五三 | ト(五三 | ト(二八一八 え海 置道 い教 て育 縦委

#### (3) 指定から計画策定に至る経緯

平成17 (2005) 年3月2日の史跡指定後、市は平成18 (2006) 年1月から19年10月にかけて史跡指定地42,614.73㎡と隣接する史跡関連用地10,923.15㎡を購入した。さらに、合葬墓3基から出土した漆塗装身具・玉・サメ歯等の副葬品397点は、「赤漆によって塗彩された櫛・紐等の装飾品はデザインも多様で量も多い。縄文時代の彩漆技術の高さ・葬法の実態を知るうえで貴重である」として、平成18年6月9日付けで国の重要文化財に指定された。

市教委は、平成17年度から20(2008)年度にかけて、史跡整備基本計画の策定、整備事業、整備後の公開と活用、まちづくり等総合的な事業推進を目的に「カリンバ遺跡整備計画策定委員会」を組織した。その構成委員は以下の通りである(肩書きは当時)。

委員長(平成19年度まで) 木村 英明(札幌大学教授)

(平成20年度) 畑 宏明(財団法人北海道埋蔵文化財センター常務理事)

副委員長 佐山さつき(オフィス Janis-Prompt)

委員 泉 健司(エヌエス環境株式会社札幌支店長)

岡田 宏一(社団法人恵庭市観光協会事務局長)

神谷 忠孝(北海道文教大学外国語学部長)

時任 生子 (フリーランスコンサルタント)

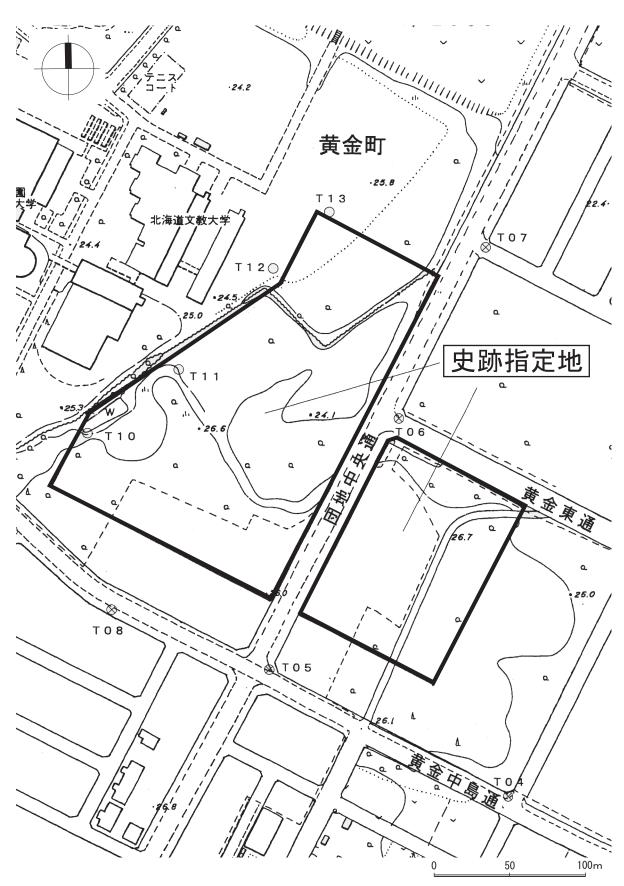
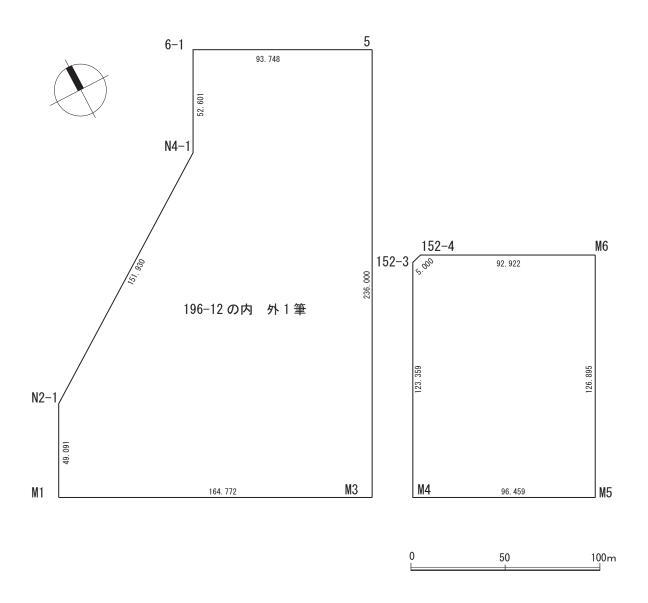


図2 史跡指定地(S=1/2,500)



NO.	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1−Yn−1)
6-1	-123277. 685	-53275. 816	-107. 400	13240023. 369000
N4-1	-123324. 615	-53299. 575	-147. 786	18225651. 552390
N2-1	-123412. 365	-53423. 602	-146. 199	18042764. 350635
M1	-123456. 164	-53445. 774	124. 836	-15411773. 689104
M3	-123530. 584	-53298. 766	253. 599	-31327232. 571816
5	-123320. 027	-53192. 175	22. 950	-2830194. 619650
			倍 面 積	-60761. 608545
			1/2	30380. 8042725 m <sup>2</sup>

NO.	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1−Yn−1)
152-4	-123428. 002	-53220. 449	-87. 657	10819328. 371314
152-3	-123429. 560	-53225. 201	-60. 468	7463538. 634080
M4	-123539. 620	-53280. 917	30. 344	-3748686. 229280
M5	-123583. 186	-53194. 857	143. 373	-17718492. 126378
M6	-123469. 971	-53137. 544	-25. 592	3159843. 497832
		·	倍 面 積	-24467. 852432
			1/2	12233. 9262160 m²

図3 史跡指定地 国土座標による実測図 (S=1/2,000) と求積表

中島 勝利(社団法人恵庭市観光協会事務局長)

中村 哲泰 (恵庭市文化協会)

若濱 五郎 (恵庭市文化財保護委員長)

田才 雅彦(北海道教育庁文化スポーツ課主査)

オブザーバー

これに並行して、市民による整備と活用をテーマにしたワークショップを開催し、幅広い意見の徴収に努めた。またフォーラム、講演会、展示会等も実施し、史跡整備の方向性等についてもさまざまな意見を集約し、計画策定の参考とした。それらの意見をみると、史跡の整備は地域に密着したものであることを望む声が多く出され、市内部においても、それらの意見を踏まえて関係部局との調整会議を行った。

平成20年6月には整備の基本方針及びその手法の概略、解決すべき課題等についてまとめた「史跡カリンバ遺跡整備基本構想」を策定した(市教委 2008)。

そして平成 21 (2009) 年度以降は、史跡を適切に保存管理していくための基本方針、方 法、現状変更等の取扱基準の策定等を明記した「史跡カリンバ遺跡保存管理計画」を作成 することとした。

なお史跡指定時、史跡西側 30,380.80 ㎡は財団法人恵庭市振興公社の所有地で住所が黄金町、史跡東側 12,233.93 ㎡は恵庭市黄金土地区画整理組合の管理地で住所が黄金町と戸磯にまたがっていた。だが、その後市が史跡指定地と周辺地域を購入したことによる土地所有権の移転や住所変更等により、現在史跡の所在地は西側が黄金中央5丁目216- $7 \cdot 196$  -13、東側が黄金南5丁目12-2になる(図4)。登記台帳における現在の地目であるが、史跡指定地は全て雑種地、周辺地域のうち黄金中央5丁目216- $6 \cdot 196$ —12と黄金南5丁目 12— $1 \cdot 3 \cdot 4$ が雑種地、黄金南6丁目1—1が公園となっている。またこれらの土地は全て恵庭市が所有している。

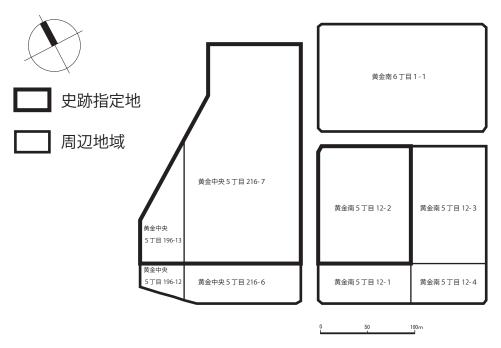


図4 史跡指定地と周辺地域の現住所(S=1/4,000)

#### (4) 史跡カリンバ遺跡の沿革

史跡カリンバ遺跡の詳細な沿革は表1の通りである。

表 1 史跡カリンバ遺跡の沿革

· , .		表 1 史跡カリンハ遺跡の沿車 
年	月日	内容
昭和		札幌大学木村英明教授による最初の発掘調査。遺跡を城遺跡と命名。擦文時代前期
51年		の竪穴住居跡などを調査。昭和59年まで計4回実施。
昭和		遺跡名を城遺跡からカリンバ3遺跡に変更。大学誘致と恵庭市長期計画に伴う試掘
58年		調査を実施。
	F 0 10 0 11 0 00 0	黄金土地区画整理事業に伴う市道団地中央通建設予定地約3,000㎡の発掘調査を実
	5月10日~11月30日	施。
	7月~8月	漆塗の櫛・腕輪、玉などを多数副葬した大型合葬墓(30号)を調査。
	9月	漆塗の櫛・腕輪、玉などを多数副葬した合葬墓3基(118・119・123号)を検出。
	10月30日	現地説明会を開催。
		国立歴史民俗博物館長(当時)佐原真氏が現地視察し、合葬墓を切り取り、室内で
	11月5日	調査する必要性を説く。
平成		文化庁記念物課主任文化財調査官(当時)岡村道雄氏の合葬墓、漆製品の取扱いに
11年	11月11日	
		関する現地指導。
	11月13日	奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター長(当時)沢田正昭氏の漆製品保存処
		理、土坑墓の切取りなどに関する現地指導。
	11月21日~24日	遺跡から合葬墓3基を切り取り、奈良市へ運搬。翌春、埼玉県川口市の(株)東都
		文化財保存研究所へ移送。
	11月26日~12月24日	恵庭市役所ロビーで写真速報展を開催。
	12月	市民サークル「カリンバの会」が発足。
	3月	123号土坑墓の室内調査を実施。
	4月6日	木村英明教授が恵庭市民会館で講演。テーマは「遺跡の宝庫・恵庭を語る」。
	5 H 10 H . C H 20 H	第1次詳細分布調査。平成11年度発掘調査区東側において縄文時代後期~晩期の土
平成	5月10日~6月30日	坑墓を多数検出。
12年	6月22日	123号土坑墓のレプリカと副葬品を文化庁主催の全国巡回展に出品。
	7月~13年3月	119号土坑墓の室内調査実施。
	,	(株) 東都文化財研究所で室内調査結果を記者発表。黒氏恵庭市長(当時) と国立
	11月16日	歴史民俗博物館長(当時)佐原真氏が同席。
		第1回カリンバ3遺跡整備検討委員会議を開催。委員長は木村英明氏、副委員長は
	2月10日	沢田正昭氏、委員は佐原真、野村崇、佐藤一夫の各氏。同日、市民会館中ホールで
平成	2月10日	佐原真氏の記念講演「アクセサリー 大昔から将来まで」を開催。
13年	5月15日~12月27日	恵庭市郷土資料館において「カリンバ3遺跡速報展示会」を開催。
15+		
	6月~9月	118号土坑墓の副葬品と布目痕の調査を実施。
	7月16日~9月30日	第2次詳細分布調査。縄文時代後期後葉〜晩期の土坑墓群を検出。
	2月1日	恵庭市恵み野にあるRBパークに「カリンバ3遺跡展示室」を開設。
	5月13日~7月31日	第3次詳細分布調査。段丘面と低地面を調査。低地面から土坑・焼土、漆製品・サ
^		メ歯・玉・土器片などを検出。
平成	7月29日	東京でカリンバ3遺跡土坑墓分析者会議を開催。各専門家による分析結果報告。出
14年	1 /1 20 H	席者は岡村道雄、金原正昭、木村英明、小林幸雄、沢田正昭、茂原信生の各氏。
	10月	図録「カリンバ3遺跡」発行。
	12月10日~23日	北海道立文学館(札幌市)で移動展を開催。札幌大学木村英明教授の講演会「古代人
L	17月10日. ~79日	のオシャレとカリンバ3遺跡」を開催。
	1月9日~10日	文化庁記念物課主任文化財調査官坂井秀弥氏の現地指導。
		第4次詳細分布調査。段丘面と低地面を調査。段丘面の広い範囲から遺構を確認。
平成	5月12日~7月31日	低地面で貯蔵穴・柱穴・焼土などを検出。文化庁記念物課主任文化財調査官坂井秀
15年	,,,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	弥氏の現地指導。
	12月20日~26日	北海道立文学館(札幌市)で2回目の移動展を開催。
	16/160H 40H	[10]専足ニヘコ 類(1回70円) くり口目 2/12 数成で 関係。

年	月日	内容
	6月22日	第9回カリンバ3遺跡整備検討委員会議を開催。
平成	7月2日	恵庭市より文部科学大臣宛て史跡指定申請書提出。
16年	7月24日~10月24日	118号土坑墓のレプリカと漆製品・玉をドイツで開催された展示会に出品。
	11月19日	文化審議会によるカリンバ遺跡の史跡指定答申。
	3月2日	カリンバ遺跡が国の史跡に指定される。市内各施設で指定記念速報展を開催。
	3月27日	恵庭市恵み野にあるRBパークの「カリンバ遺跡展示室」を閉鎖。
	5月1日	恵庭市郷土資料館でカリンバ遺跡の展示を開始。漆製品を恒温恒湿庫で保管。
17年	8月18日	第1回カリンバ遺跡整備計画策定委員会議を開催。
	11月5日	市民フォーラム「カリンバ遺跡を考える市民の集い」を開催。基調講演は高島忠平
	ПЛОН	氏、事例発表は泉健司、大島直行、工藤竹久の各氏。
	1月~19年10月	史跡指定地42,614.73㎡と隣接する土地10,923.15㎡を市が購入。
	4月	市民サークル「縄文アクセサリーの会」が発足。
平成	6月9日	合葬墓3基の副葬品397点が国の重要文化財に指定される。
18年	7月	写真集「カリンバ遺跡重要文化財」を発行。
	11月18日	文化庁美術学芸課主任文化財調査官土肥孝氏の史跡整備講演会「アクセサリーと縄
	11/110 日	文文化」を開催。
	3月	第2回カリンバ遺跡整備計画策定委員会を開催。
	6月	118号土坑墓の漆製品保存修理と複製品作製を開始。
平成	6月16日	史跡指定地と周辺地域の住所が黄金町、戸磯から黄金中央、黄金南に変更。
19年	10月26日	(財)北海道埋蔵文化財センター常務理事畑宏明氏の史跡整備講演会「カリンバ遺跡
		の活用」を開催。
	12月1日~9日	紀伊国屋書店札幌本店において移動展「カリンバ遺跡と柏木B遺跡展」を開催。
平成		カリンバ遺跡出土品696点を恵庭市文化財に指定。
20年		「史跡カリンバ遺跡整備基本構想」を策定。
	5月2日~17日	春の特別展「カリンバ遺跡重要文化財特別公開2009春」を開催。
	7月9日	第1回史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会議を開催。
21年	10月28日	第2回史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会議を開催。
	10月31日~11月15日	秋の特別展「カリンバ遺跡重要文化財特別公開2009秋」を開催。
	3月18~19日	文化庁記念物課文化財調査官山下信一郎氏が来恵し、史跡カリンバ遺跡保存管理計
		画を指導。
平成	3月25日	第3回史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会議を開催。
22年	5月15日	史跡周辺住民と事務局が登別市キウシト湿原を視察。
	7月22日	第4回史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会議を開催。
	11月8日~12月12日	史跡カリンバ遺跡保存管理計画のパブリック・コメントを実施。
平成	2月3日	第5回史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会議を開催。
23年	1 7 7 5 H	

#### 3. 保存管理計画策定事業実施体制及び活動報告

#### (1) 史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡カリンバ遺跡の恒久的な保存管理のために必要な計画を策定するため、史跡 カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(会務)

第2条 委員会は、史跡カリンバ遺跡の保存管理計画の策定に関して審議を行うものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、教育関係者および地元代表者のうちから市教委教育長が委嘱す

る。

- 3 委員会には、若干名のオブザーバーを置くことができる。
- (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱した日から保存管理計画の策定が終了した日までとする。 (委員長等)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長 は、委員長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市教委郷土資料館において処理する。

(そのほか)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に市教委教育長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。
- 2 最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定に関わらず、市教委教育長が招集 する。

#### (2)活動報告

表2 史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会活動内容

		文
開催回	日時	内容
第1回	平成21年 7月9日 (木)	委嘱状の交付 委員長・副委員長の選出 議事1 史跡カリンバ遺跡の概要と経過報告について 史跡カリンバ遺跡現地視察 議事2 史跡カリンバ遺跡保存管理計画(案)について
第2回	平成21年 10月28日(水)	議事1 策定スケジュールについて 議事2 史跡カリンバ遺跡保存管理計画(案)について
第3回	平成22年 3月25日(木)	議事1 世界文化遺産タイ国バーンチェン遺跡の保存と整備について 議事2 市民参加による管理運営について 議事3 北海道における史跡整備状況について 議事4 史跡カリンバ遺跡保存管理計画(案)について
第4回	平成22年 7月22日(木)	報告1 史跡及び史跡関連用地周辺の状況について 報告2 登別市キウシト湿原の会視察結果について 議事 史跡カリンバ遺跡保存管理計画(案)について
第5回	平成23年 2月3日 (木)	報告 パブリック・コメントの実施結果について 議事1 史跡カリンバ遺跡保存管理計画(案)について 議事2 パブリック・コメント協議